

○流山市上下水道事業における漏水に係る料金減免取扱規程

平成24年8月30日

水道事業管理規程第7号

改正 平成25年3月8日水管規程第3号

平成27年4月1日上下水管規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、流山市水道事業給水条例（平成10年流山市条例第15号以下「条例」という。）第33条の規定による料金等の減免のうち、給水装置の使用者又は管理者（以下「使用者等」という。）が所有する給水装置の漏水に係る条例第23条から第25条の2までの規定により算定した料金（以下「水道料金」という。）の全部又は一部を減免する場合の取扱い及び流山市下水道条例（昭和60年流山市条例第14号。以下「下水道条例」という。）第32条の規定による使用料の減免のうち、特に水道の漏水に係るものの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる漏水)

第2条 流山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、使用者等が所有する給水装置の漏水が、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第33条及び下水道条例第32条の規定により水道料金及び下水道使用料の全部又は一部を減免するものとする。

(1) 地下における漏水であって、地表から当該漏水が発見できなかったと認められる漏水

(2) 壁の中などの漏水であって、使用者等が容易に発見できなかったと認められる漏水

(3) 量水器取付部からの漏水

(4) その他発見が困難であると認められる漏水

2 前項の規定にかかわらず、使用者等の給水装置に係る漏水が、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第33条及び下水道条例第32条の規定による水道料金及び下水道使用料の減免を行わない。

(1) その発見が容易であると認められる漏水

(2) 使用者等が漏水の事実気付きながら放置していた漏水

(3) 使用者等が給水装置等の維持管理義務を怠ったことによる漏水

(4) 給水装置工事施工基準（平成10年6月制定）に適合しない給

水装置からの漏水

(5) 故意又は重大な過失による漏水

(減免の対象期間)

第3条 減免の対象となる期間は、当該検針月を含む2か月分とする。

(減免水量の算定)

第4条 漏水に係る減免を行う場合に、減免する水量は、別表に定める減免率に基づき算定した水量とする。

2 前項の規定により、漏水に係る水量を計算する場合において、1立方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てて計算するものとする。

(減免の方法)

第5条 使用者等に対する漏水に係る水道料金の減免は、この規程による料金の減免を受ける前の水道料金から、前条の規定により算定した減免水量について、条例第23条の規定により算定した料金を差し引いて徴収することにより行うものとする。

2 使用者等に対する漏水に係る下水道使用料の減免は、この規程による料金の減免を受ける前の下水道使用料から、前条の規定により算定した減免水量について、下水道条例第14条の規定により算定した料金を差し引いて徴収することにより行うものとする。

3 前2項の規定に係らず、既に減免に係る水道料金及び下水道使用料が支払われている場合は、前条の規定により算定した減免水量について、条例第23条及び下水道条例第14条の規定により算定した料金を返還することにより行うものとする。

(減免の申請)

第6条 漏水に係る減免を受けようとする者は、水道料金及び下水道使用料減免申請書(別記第1号様式)に所定の事項を記入し、当該検針日から起算して60日以内に管理者に申請しなければならない。

(減免の承認又は却下)

第7条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、漏水に係る減免の可否を決定し、当該申請に係る者に、漏水に係る減免決定(申請却下)通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 8 日水管規程第 3 号）

（施行期日）

1 この管理規程は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程による改正後の流山市水道事業における漏水に係る料金減免取扱規程の規定は、この管理規程の施行期日以降に申請のあった漏水に係る料金減免について適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日上下水管規程第 3 号）

（施行期日）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の前日に、改正前の各規程の規定によってなされた届出、請求その他の手続き又は処分は、それぞれこの規程の施行後の各規程の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 4 条関係）

漏水減免による使用水量の漏水減免率表

内容	減免率
量水器取付部からの漏水	100 パーセント
量水器取付部以外からの漏水 （漏水の確認中である場合）	75 パーセント
上記以外の減免に係る漏水 （漏水の確認をしていない場合）	50 パーセント

備考

1 漏水に係る水量は、今期の検針水量から過去の実績使用水量を差し引いた水量とする。

2 過去の実績使用水量は、隔月分については前 2 回検針した使用水量の 2 分の 1 とし、毎月分については前 2 月の平均使用水量とする。

3 量水器取付部以外からの漏水であって漏水の確認中である場合

は、流山市指定給水装置工事業者が発行する「漏水の確認に関する証明書」を添付すること。

別記

第1号様式(第6条関係)

年 月 検針分 NO()
水道料金及び下水道使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)

住 所
氏 名
電 話

次の理由により水道料金及び下水道使用料の減免を受けたいので申請します。

減 免 申 請 の 理 由	年 月 日に〔1 検針員からの通報、2 その他〕により漏水を 発見しました。(その他の内容：)
	そして至急、 月 日()に修理して もらいました。
	原因は、()の〔1 腐食、2 ひび割れ、3 その他〕でした。 (その他内容：)
	このため発見が遅れ、水量に影響してしまいました。
	今後は、メーターを確認するなど、漏水には十分注意しますので、水道料金及び 下水道使用料の減免をお願いします。
	※還付金振込先(還付になる場合以下を記載してください。)
	・金融機関名〔)〕・支店名〔)〕
	・口座名義人〔)〕・口座番号〔)〕

水栓番号 _____ (口径 mm)

----- (以下上下水道局処理欄)

以下、決定理由及び決定額は、別紙-1のとおり。

- 1 受付者
- 2 (一般・その他)漏水
- 3 下水(有・無)
- 4 (還付・納付：口座・告知)
- 5 備考〔)〕

NO()

処 理	受付 /	調定 月日
取 扱		

所長	担当

第2号様式(第7条関係)

流 第 号
年 月 日

様

流山市上下水道事業管理者 印

漏水に係る減免決定（申請却下）通知書

年 月 日付けで減免申請のあった水道料金及び下水道使用料については、流山市上下水道事業における漏水に係る料金減免取扱規程第7条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

減免対象 年 月検針分

	減免前		減免後		減免	
水 量	上水道	m ³	上水道	m ³	上水道	m ³
	下水道	m ³	下水道	m ³	下水道	m ³
料 金		円		円		円

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

第 2 号様式（第 7 条関係）